

規 則

埼玉県砂防指定地管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第八十二号

埼玉県砂防指定地管理条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県砂防指定地管理条例施行規則（平成十五年埼玉県規則第三十号）の一部を

次のように改正する。

様式第一号中「㊸」を削り、同様式の備考を削る。

様式第二号中「㊸」を削り、同様式の備考を削る。

様式第三号中「㊸」を「㊸」に改め、「㊸」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県砂防指定地管理条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。